

5 八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件

(平成19年(セ)第1・2号事件・平成21年(調)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成19年3月19日、熊本県八代市の住民10人から、製紙会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の工場周辺に居住する申請人らは、工場が発する継続的な振動により、生活の平穩を害され精神的損害を被ったほか、その住居等にもゆがみ、ひび割れ等が発生する事態に至ったとして、民法第709条に基づき、被申請人に対して、それぞれ損害賠償金300万円の支払を求めるものである。

その後、平成19年9月12日、同一原因による被害を主張する工場周辺の住民1人から参加の申立てがあり(平成19年(セ)第2号事件)、裁定委員会は、同日、これを許可した。

また、同日、平成19年(セ)第1号事件の申請人らのうち1人から申請を取り下げる旨の申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、現地期日を含む6回の審問期日を開催するとともに、平成19年7月31日、振動被害に関する専門事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、現地調査、現地において申請人ら及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成21年4月2日、進行協議期日において、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し、裁定委員会が自ら処理することとした(平成21年(調)第3号事件)。同年5月25日に開催した第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請は取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。